

公益財団法人神奈川県労働福祉協会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで 3年間

2 内容

目標1 職員の育児休業及び介護休業等に関する規程で定められている育児休業、介護休業、育児短時間勤務や部分休業、育児参加休暇等の周知及び取得の促進
--

【対策】

○令和4年4月～ 育児休業等の規程を職員に周知することにより制度の利用拡充を図る。

目標2 ノー残業デーの実施及び年次有給休暇取得の促進

【対策】

○令和4年4月～ 毎週水曜日 ノー残業デーの実施

○令和4年4月～ 年次有給休暇（一人あたり10日以上）取得の促進